

コミュニティの定義について

●日進市自治基本条例の検証について（答申）

【平成24年10月31日付け日進市自治推進委員会答申資料より抜粋】

「コミュニティ」の定義は、一般的に、行政区や自治会等地縁で結びついて活動を行う集団をいいますが、条例第3条では、NPO等テーマで結びついて活動を行う集団も含まれています。地縁型とテーマ型、この性格の異なる2種類のコミュニティは協働のあり方も異なると思いますので、今後「コミュニティ」について類型化し、各々の協働の手法等について整理していく中で、見直しについて検討していく必要があります。

●答申を踏まえた日進市自治推進委員会でのコミュニティに関する審議経過

- 第3期第9回（平成25年11月1日）
自治基本条例検証結果に対する見解について
- 第3期第10回（平成26年1月31日）
コミュニティについて
- 第4期第1回（平成26年6月27日）
日進市自治基本条例について
日進市自治推進委員会について
- 第4期第2回（平成26年10月31日）
市民自治活動について
 - ・南ヶ丘福祉まちづくり協議会
 - ・梨の木学区家庭教育推進委員会
 - ・公益財団法人アジア保健研修所の活動報告

<主な意見等>

- ・地縁型とテーマ型のコミュニティが入り組んで、混乱してしまうイメージがある。
- ・条例の文言をどうするかということもあるかもしれないが、支援や評価の方法など、地縁型とテーマ型のコミュニティを整理した方がよい。

- ・地縁型とテーマ型のコミュニティを合わせた形で、いかに活動してもらうかである。
- ・地縁型とテーマ型のコミュニティが一緒になると、議論がうまくかみ合わないと思う。
- ・どちらかというところ、地縁型は伝統を大事にする保守の思想になり、テーマ型は個人の思いを大事にするリベラルの思想になると思うが、課題やテーマによって、地縁型とテーマ型のコミュニティが連携して活動することは可能だと思う。
- ・市が地縁型とテーマ型のコミュニティの連携について、コーディネーターをやれるとよい。
- ・地縁型でできないことをテーマ型のコミュニティがやってくれるという側面もある。
- ・市民自治活動の支援という観点で、地縁型とテーマ型のコミュニティを別にした方がよいのか、一緒にやっていくのがよいのか検討する必要がある。
- ・テーマ型と地縁型のコミュニティがコラボレーションするように補助金を交付する仕組みをつくとよい。

<参考>

●日進市自治基本条例検討会（公募市民と市職員による日進市自治基本条例の策定のための検討組織）の当時（平成16～18年度）のコミュニティに関する意見等

- ・市民主体の自治の基盤となるコミュニティ（「テーマ型の活動を行なう市民活動団体・NPO」や「地域自治組織」）の位置づけを明確にし、その育成のための原則を定めるものである。
- ・コミュニティを守り育てていくためには、「市」も「議会」もコミュニティの役割を「理解」し、「個性を尊重」しながら「支援・サポート」することが大切であり、支援の具体的なルールやしくみを整える必要がある。
- ・コミュニティ同士が「お互いの違いを認め合い」、「連携」することや、より現状に合った組織や制度への「見直し」、「再構築」の必要性もある。

●コミュニティの記載がある主な条例及び規則について

○日進市自治基本条例【抜粋】

前文

略

わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、わたしたち市民は、人権を大切にする差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応などそのときどきの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。

略

(定義)

第3条 この条例において用いる用語の定義は、次のとおりとします。

(1)・(2) 略

(3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。

(4) 略

(市民自治活動)

第16条 市民は、それぞれの地域において、住民自治組織等によるコミュニティ活動を通じ、市民自治活動の推進に努めます。

2 市民は、NPO等によるコミュニティ活動やボランティア活動を通じ、それぞれの役割のもとで、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めます。

3 市民は、コミュニティが市民主体の自治の重要な担い手となることを認識し、これを守り育てるよう努めます。

4・5 略

(連携)

第17条 市民は、市民自治活動の推進のため、コミュニティ活動やボランティア活動等を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。

2 略

○日進市市民参加及び市民自治活動条例【抜粋】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) コミュニティ 自治基本条例第3条第3号に規定するコミュニティをいう。

(6) 略

(7) 協働事業 市民自治活動についてコミュニティ及び市の執行機関が協働で実施する事業をいう。

(8)～(12) 略

(コミュニティの役割及び責務)

第4条 コミュニティは、市民自治活動の主体として、地域の課題解決に取り組むものとする。

2 コミュニティは、市の執行機関から市民自治活動に対する支援を受け、又は協働事業を実施する場合は、その活動の公共性及び公益性について考慮するよう努めるものとする。

3 コミュニティは、自らの市民自治活動が多くの人に理解されるよう努めるものとする。

第20条 市の執行機関が市民自治活動を支援し、又はコミュニティ及び市の執行機関が協働を推進するに当たっては、次に掲げる原則を遵守しなければならない。

(1) 対等の原則 対等な立場に立ち、互いの自主性及び自立性を尊重する。

(2) 相互理解の原則 互いの立場及び特徴に違いがあることを認識し、相互の信頼関係を築く。

(3) 共有の原則 解決すべき課題並びに協働事業の目的、目標及び実施に必要な情報を相互に提供し、共有する。

(4) 役割分担の原則 互いの立場及び特徴を活かした役割及び責務を果たす。

(5) 透明性の原則 市民自治活動の支援及び協働の過程における情報を公開し、透明性を確保する。

第21条 市の執行機関は、市民自治活動を支援し、コミュニティとの協働を推進するために、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(1) 日進市が設置する活動拠点の管理運営に関すること。

(2) 市民自治活動への助成に関すること。

(3) 市民自治活動に関する情報の受発信に関すること。

(4) コミュニティにおける交流の場づくりに関すること。

(5) コミュニティ及び市職員の人材の育成等に関すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民自治活動の支援及び協働の推進に必要なこと。
- 2 市の執行機関は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たり、必要に応じてコミュニティと連携を図るよう努めるものとする。

(協働事業の提案)

- 第 22 条 コミュニティは、市の執行機関に対して、協働事業の提案を行うことができる。
- 2 市の執行機関は、前項の提案があった場合は、その内容を審査し、当該提案をしたコミュニティに対して、審査の結果を説明しなければならない。
- 3 略

(団体登録)

- 第 23 条 協働事業の提案を行おうとするコミュニティは、あらかじめ市長に申請し、団体登録を受けなければならない。
- 2・3 略

(協働事業の報告)

- 第 24 条 コミュニティは、協働事業が完了したときは、事業報告書を市の執行機関に提出しなければならない。

(協働事業の評価)

- 第 25 条 コミュニティ及び市の執行機関は、前条の事業報告書に基づき、協働事業の評価を行わなければならない。

○日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則【抜粋】

(協働事業提案の手続)

第 28 条 条例第 22 条に規定する協働事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1)～(3) 略
 - (4) 協働で実施することにより、コミュニティ又は市の執行機関が単独で実施する場合より大きな成果が期待できる事業であること。
 - (5) コミュニティ及び市の執行機関の役割分担が明確かつ適切な事業であること。
- 2 条例第 22 条の規定により協働事業を行おうとするコミュニティは、事業内容、期待される事業の成果、役割分担の内容その他市の執行機関が定める事項の分かる書類を添えて、市の執行機関に提案しなければならない。
- 3 市の執行機関は、前項の提案があったときは、協働事業実施の可否を決定し、当該コミュニティに通知する。
- 4 略

(団体登録の手続)

第 29 条 条例第 23 条の規定により団体登録を受けようとするコミュニティは、団体の名称、代表者名、活動内容、財政状況その他市長が定める事項の分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、登録の可否を決定し、当該コミュニティに通知する。
- 3 コミュニティは、団体登録の内容に変更が生じたとき又は団体登録を取り消すときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 略

○日進市環境まちづくり基本条例【抜粋】

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

(1)～(5) 略

(6) **コミュニティ** 同じ目的や関心を共有する人々の集まりで、居住地域における日常生活の中での出会いや多様な地域活動への参加などを通じて形成されるつながりや共通の関心に支えられた活動によって形成される人と人のつながりをいいます。

(7)～(10) 略

(基本的な課題)

第13条 市民等、市と市職員は、第4条に定める基本となる考え方の実現を図るため、次に掲げる課題に共働して取り組みます。

(1)～(7) 略

(8) **コミュニティ**に関すること。

(9)・(10) 略

○日進市開発等事業に関する手続条例に係る地区街づくりの推進に関する規則【抜粋】

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例によるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 概ねの区域 歴史的な背景、地域**コミュニティ**又は土地利用状況に基づくつながりがあり、かつ、概ね5,000平方メートル以上の面積がある範囲をいう。

(2) 略

●他市におけるコミュニティ等の用語の定義について

1 調査対象

本市と同時期（平成19年度）に自治基本条例等を施行	19市
平成25年度以降に自治基本条例等を施行	44市
	計 <u>63市</u>

2 調査結果

- (1) 地縁型とテーマ型のコミュニティ等を合わせて定義 18市
 ※条文中で明記している場合だけでなく、逐条解説等で説明している場合も含む。

例)

北海道 恵庭市	コミュニティ	町内会などの地域コミュニティをはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。
------------	--------	--

- (2) 地縁型とテーマ型のコミュニティ等を分けて定義 3市

例)

静岡県 焼津市	地縁 コミュニティ	住民等が地縁によってつながりを持ち、お互いに助け合い、共通の目的を達成するために活動する団体をいいます。
	公益 コミュニティ	構成員が共通の目的を持ち公益の増進に資する活動を行う団体で、市内に事務所を有し活動するものをいいます。

- (3) その他（コミュニティ等を定義していない、コミュニティ等を条文中で使っていないなど） 42市

コミュニティ等を定義している場合、日進市と同様に地縁型とテーマ型を合わせて定義している市が多い。

●コミュニティの類型について

類型	地縁型コミュニティ		テーマ型コミュニティ	
概要	住みよい地域社会を築くために、 <u>地域住民の連携</u> を深めながら、 <u>地域の課題</u> を自ら解決することを目的に、日常的・基礎的ニーズに対して活動する住民自治組織など		<u>社会的な課題</u> を解決するため、営利を目的とせず、不特定多数の利益を増進することを目的に、 <u>テーマを主なつながり</u> に組織的・継続的に活動する市民活動団体	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・親睦（盆踊り、お祭り、レクリエーション等） ・伝統・文化の継承 ・行政補完（行政関係資料の配布、情報の伝達） ・行政への陳情、要望 ・地域課題の解決（防災、防犯、交通安全、清掃活動、リサイクル活動、学校教育支援等） 		<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な社会参加の機会を提供（個性や能力を発揮する場） ・社会的課題の解決（先駆性・柔軟性・機動性・専門性等の特性を活かした公共サービスの提供） 	
該当団体	A	B	C	D
	区 自治会	老人クラブ P T A 子ども会 いきいきサロン 消防団分団（自警団） 自主防災会 自主防犯組織 家庭教育推進委員会 営農組合	老人クラブ連合会 P T A連絡協議会 子ども会連絡協議会	N P O （法人格の有無問わず） ボランティア団体 文化協会 体育協会 レクリエーション協会 国際交流協会 地域女性団体連絡協議会 生活改善実行グループ 野菜研究会 消費生活改善グループ



●コミュニティへの支援について(A)

○地域コミュニティ推進事業補助金

区に対して交付する補助金

地域振興事業 → 地域の事業、行事

活動拠点管理事業 → 集会所の維持管理

地域集会所建設等事業 → 集会所の建設、建替え等

Aに対する支援の効果波及範囲

①区への補助であることから、区・自治会に色濃く

A	B	C	D
区 自治会	老人クラブ PTA 子ども会 いきいきサロン 消防団分団(自警団) 自主防災会 自主防犯組織 家庭教育推進委員会 営農組合	老人クラブ連合会 PTA連絡協議会 子ども会連絡協議会	NPO (法人格の有無問わず) ボランティア団体 文化協会 体育協会 レクリエーション協会 国際交流協会 地域女性団体連絡協議会 生活改善実行グループ 野菜研究会 消費生活改善グループ
地縁型コミュニティ		テーマ型コミュニティ	

②区や自治会が活性化することで、その地域に属したり関連したりするコミュニティにも効果が波及

③地縁型とテーマ型の連携が進むことで、波及範囲は拡大する

●コミュニティへの支援について(B)

- 自主防災組織交付金
- 各学区家庭教育推進委員会委託料
- PTA活動事業補助金
- 老人クラブ活動補助（単位クラブ）
- 子育て支援団体補助（単位子ども会）
- 各地区芸能保存会 社会教育活動費補助

●コミュニティへの支援について(C)

- PTA活動事業補助金（市P連）
- 老人クラブ活動補助（連合会）
- 子育て支援団体補助（日子連）

B,Cに対する支援の効果波及範囲



A	B	C	D
区 自治会	老人クラブ PTA 子ども会 いきいきサロン 消防団分団(自警団) 自主防災会 自主防犯組織 家庭教育推進委員会 営農組合	老人クラブ連合会 PTA連絡協議会 子ども会連絡協議会	NPO (法人格の有無問わず) ボランティア団体 文化協会 体育協会 レクリエーション協会 国際交流協会 地域女性団体連絡協議会 生活改善実行グループ 野菜研究会 消費生活改善グループ
地縁型コミュニティ		テーマ型コミュニティ	

●コミュニティへの支援について(D)

○市民自治活動推進補助金

市民が行う自主的で公益的な活動に支給する補助金（→横断的に補助）
 にぎわい交流館への団体登録が要件
 地縁型・テーマ型の別なく、実施事業に対する補助

○にっしんESD普及啓発事業委託料

○環境基本計画市民活動推進補助金

○地域女性団体連絡協議会助成

○文化協会活動支援事業

○体育協会補助

○レクリエーション協会補助

○消費者団体育成助成

Dに対する支援の効果波及範囲

①市民自治活動推進補助金等 地縁型・テーマ型の別なく幅広い対象

A	B	C	D
区 自治会	老人クラブ PTA 子ども会 いきいきサロン 消防団分団(自警団) 自主防災会 自主防犯組織 家庭教育推進委員会 営農組合	老人クラブ連合会 PTA連絡協議会 子ども会連絡協議会	NPO (法人格の有無問わず) ボランティア団体 文化協会 体育協会 レクリエーション協会 国際交流協会 地域女性団体連絡協議会 生活改善実行グループ 野菜研究会 消費生活改善グループ
地縁型コミュニティ		テーマ型コミュニティ	

②分野ごとの波及

それぞれの効果波及範囲を組み合わせると

コミュニティ全般に対して、いずれかの支援策の効果が波及



A	B	C	D
区 自治会	老人クラブ PTA 子ども会 いきいきサロン 消防団分団(自警団) 自主防災会 自主防犯組織 家庭教育推進委員会 営農組合	老人クラブ連合会 PTA連絡協議会 子ども会連絡協議会	NPO (法人格の有無問わず) ボランティア団体 文化協会 体育協会 レクリエーション協会 国際交流協会 地域女性団体連絡協議会 生活改善実行グループ 野菜研究会 消費生活改善グループ
地縁型コミュニティ		テーマ型コミュニティ	

コミュニティは、必ずしも地縁型とテーマ型に絞切りとなっていないため、それぞれのコミュニティに応じた支援を行っていくことで、その効果の波及が期待できる。

●その他

- ・市内の多くのNPO等について、市内地域をターゲットに活動していることから、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの連携した形も踏まえて協働の仕組みを整理する必要がある。
- ・「コミュニティ」の用語については、現在、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などでも、目的・関心を同じくする集団を「コミュニティ」と称している。

●まとめ

日進市自治基本条例では、区や自治会などの地縁で結びついて活動を行う集団（地縁型コミュニティ）と福祉や環境のNPOなどの分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団（テーマ型コミュニティ）を含めて、「コミュニティ」として規定しています。本条例の策定経緯、その他例規における規定、実情等を踏まえても、この定義を特段変更する必要はないと考えます。

それぞれコミュニティが協力及び連携等を行うことで、よりよい市民自治活動、まちづくりに繋がっていくことが重要と考えます。

なお、地縁型であってもテーマ型であっても、コミュニティにはそれぞれの特性がありますので、市としてその特性に応じた市民自治活動の支援をしていきます。